平成２２年（フ）第６０１号
宮城県多賀城市大代２丁目４番11号
破産者　福地　隆芳
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７３１号
仙台市若林区新弓ノ町47番地　ゴールデンハイツ401
破産者　鎌形ゆう子
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２３号
秋田県能代市字大瀬儘下６番地34
破産者　宮腰恵千子（旧姓萩谷）
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第１５号
山形県新庄市十日町5202番地の25
破産者　佐藤　啓子
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第２７５号
茨城県久慈郡大子町大字頃藤5104番地
破産者　小笹　保雄
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２７７号
茨城県水戸市千波町1458番地の１　カドリール102号
破産者　小笹　信夫
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１５８１号
東京都練馬区大泉学園町７丁目８番７号
破産者　富塚　高吉
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７３号
新潟県新潟市南区獺ヶ通2319番地
破産者　中山久美子
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１号
新潟県長岡市緑町１丁目38番地122
破産者　大坪　晴江
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２９９号
金沢市円光寺本町12番５号　庄田義則方、従前の住所金沢市泉が丘２丁目３番16号
破産者　浦川　　健
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１７７号
愛知県一宮市大和町苅安賀字川田43番地
破産者　伊藤　清美
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１０５１号
京都市伏見区三栖町３丁目823番地　栖龍荘216号、開始決定時の住所京都市伏見区納所町556番地２　グローバル淀402号
破産者　夏目　良一
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７５号
広島県安芸高田市甲田町高田原1364番地
破産者　深見　　司
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第３２２０号
福岡県大野城市下大利団地34番303号
破産者　小泉　恒子
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７１号
長崎県長崎市深堀町１丁目532番地３
破産者　峰　　利光
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４２号
札幌市白石区菊水元町９条２丁目９番６号　寿グランハイツ102号
破産者　上田　崇仁
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１４号
福島市笹木野字表屋敷11番３号地
破産者　佐藤　ヒサ
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１７７号
福島市万世町１番９号　カクカビル502
破産者　池田　　満
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第５７０号
横浜市戸塚区矢部町1029番地１　アーク戸塚ヒルズ504号
破産者　鈴木　啓司
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６１号
新潟県長岡市千手１丁目４番７号、前住所新潟県小千谷市平沢２丁目17番４号
破産者　藤田　　孝
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係